平成30年度　東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会

議事録要旨

１　日　　時

平成３０年７月１８日（水）　１３：３０～１８：３０

２　場　　所

東区役所　１０１号室

３　出席委員

越地　真一郎、吉村　たか子、高智穂　さくら、森　正美、河野　宏始

４　次　　第

(1)　開会
(2)　補助金制度の改正及び審査基準の見直しに関する説明
(3)　事業概要及び審査方法の説明
(4)　プレゼンテーション及び審査
(5)　閉会

５　議事の概要

(1)　開会

（事務局）

ただ今から「平成３０年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会」を開催する。

(2)　補助金制度の改正及び審査基準の見直しに関する説明

（委員長）

会次第に沿って進めていく。事務局より東区地域コミュニティづくり支援補助金の制度改正と審査基準の見直しについて説明をお願いする。

（事務局）

この度の制度改正によって、校区自治協議会（構成団体含む）や町内自治会だけではなく、NPO法人などの任意団体も応募することが可能となった。

ただし、東区外に所在する任意団体については、当該団体が企画提案した事業に東区住

民がメンバーの一員として参加することを条件とする。

事務局としては、応募対象を拡大したことによって応募件数が増え、それによって競争性が高まり、その結果、今まで以上に優れた企画提案を採用することで東区の地域コミュニティの更なる活性化に繋げることができるようになればと考えている。

続いて、審査基準の見直しについて説明する。

前回の審査会で各委員から提案があったとおり、今年度から審査基準を５段階から１０段階評価へ変更することにした。

事務局としては、１０段階への変更によって、企画内容の差別化が図られ、競争性もさらに確保されるのではないのかと考えているところである。

説明は以上である。

(3)　事業概要及び審査方法の説明

（委員長）

質問・意見がないようなので、次に移らせていただく。事務局より事業概要及び審査方法の説明をお願いする。

（事務局）

最初に事業概要について説明する。

この地域コミュニティづくり支援補助金は、自治会を始め、様々な地域団体が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、引き続き活動の継続が見込まれる事業に対して、事業費の２分の１以内を補助することによって、安全で安心して暮らすことのできる自主自立のまちづくりを進めていくための制度である。

補助金の限度額は、１事業につき、２万５千円以上３０万円以内で、今回は予算額２００万円に対し、町内自治会が１４団体、校区自治協議会の構成団体が４団体、その他の地域団体が１団体、合計１９団体から応募があっている。

次に、審査方法について説明する。

応募団体には企画提案のプレゼンテーションを５分以内で行っていただき、その後に質疑応答を行う。

全団体のプレゼンテーション終了後に、委員間で疑問点や事業内容などについて確認、審査していただいた上で、各々に評価点を提出していただき、その集計結果に基づいて採択団体を決定する。

審査にあたっては、各委員のお手元にある評価基準・配点表に基づいて審査を行っていただく。

また、委員一人につき５０点満点で採点するため、最高点数は１団体につき５０点×５名＝２５０点となる。なお、最低採択ラインは、１５０／２５０点であるため、１５０点未満の団体は不採択となる。

また、事業内容の一部が対象事業として適さないと判断される場合は補助の対象外とすると審査要領で定められているため、その場合は額の一部を差し引いて交付額を決定する。

なお、採択後の補助金申請で正式な見積書を添付していただくことになっているが、添付した見積書が企画提案で示した見積額よりも下回った場合は、下回った額で交付額を決定することになる。

説明は以上である。

(4)　プレゼンテーション及び審議

（委員長）

それでは、応募団体によるプレゼンテーションに移らせていただく。

～　応募団体（１９団体）によるプレゼンテーション及び質疑応答　～

（委員長）

プレゼンテーションが終了したため、企画提案内容の審査に移らせていただく。

各委員には、採点の結果を審査表に記入してから、審査表を事務局へ提出していただく。

合わせて、事務局には審査表の集計をお願いする。

～　委員による審査（採点）　～

～　事務局による集計　～

（事務局）

集計した結果、１５／１９団体が最低採択ライン１５０点を上回り、４団体が１５０点未満となった。

（委員長）

１５０点を上回った１５団体を採択し、採択した事業については全内容を補助の対象としてよいか。

～　委員了承　～

（委員長）

それでは、審査会を終了する。

(5)　閉会

～　終了　～